

第 82 期 報 告 書

(2024 年 4 月 1 日から)
(2025 年 3 月 31 日まで)



ロンシール工業株式会社

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善がみられるなど、緩やかな回復基調となりました。しかしながら、物価上昇の持続や米国の通商政策による影響への懸念などにより、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当連結会計年度における当社グループの経営成績につきましては、売上高は販売価格の改定による効果が徐々に表れてきた結果、214億33百万円（前期比2.0%増）となりました。損益面につきましては、人件費などのコスト増加により営業利益は8億70百万円（前期比18.8%減）、経常利益は9億50百万円（前期比19.9%減）となりました。また、本社移転に伴う特別損失の計上もあり親会社株主に帰属する当期純利益は13百万円（前期比98.4%減）となりました。

(合成樹脂加工品事業)

主力の建材製品は、国内床材、壁装材、輸出用床材は売上増となりましたが、防水資材、住宅資材は売上減となりました。また、産業資材製品は、車両用床材、フィルム基材は売上増となりました。

この結果、売上高は210億73百万円（前期比2.0%増）、営業利益は6億39百万円（前期比20.7%減）となりました。

(不動産賃貸事業)

不動産賃貸料収入は3億60百万円（前期と同額）、営業利益は2億30百万円（前期比13.0%減）となりました。

企業集団のセグメント別売上高

事業区分 \ 期別	当 期		前 期		増 減	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
合 成 樹 脂 加 工 品 事 業	21,073	98.3	20,661	98.3	411	2.0
不 動 産 業 賃 貸 事 業	360	1.7	360	1.7	—	—
合 計	21,433	100.0	21,021	100.0	411	2.0

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資は、産業用ロボット、安全対策設備、印刷・型押ロールなど、総額3億68百万円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国経済の先行きにつきましては、引き続き緩やかな回復基調で推移することが期待される一方、持続的な物価上昇や人件費の高まりを受けたコストの増加、人手不足の深刻化への懸念等により、景気の先行きは依然見通しづらい状況となっております。

当社グループの業績見通しにつきましては、生産設備における老朽化対策投資及び合理化投資の増加など各種コストの増加が見込まれるものの、販売価格の改定による効果が表れてきております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分 \ 期別	第79期 2022年3月期	第80期 2023年3月期	第81期 2024年3月期	第82期 2025年3月期
売上高 (百万円)	18,129	19,560	21,021	21,433
経常利益 (百万円)	1,370	668	1,186	950
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	965	448	835	13
1株当たり当期純利益	209円37銭	97円25銭	181円27銭	2円84銭
純資産 (百万円)	17,957	18,252	19,147	19,015
総資産 (百万円)	24,751	25,343	26,426	25,903

(注) 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社 ロンテクノ	百万円 20	% 100.0	建材商品の仕入・販売及び工事
ロンシールイン コーポレイテッド	千米ドル 380	% 100.0	建材商品の仕入及び販売
龍喜陸 (上 海) 貿易 有 限 公 司	千人民元 1,975	% 100.0	建材商品の仕入及び販売

(7) 主要な事業内容

当社グループの事業及び主要製品は次のとおりです。

合成樹脂加工品事業

・ 建築用床材

生産施設、教育施設、医療福祉施設、マンション等の床材
各種機能性床シート、抗ウイルス性ノーワックス床シート、超防汚・抗ウイルス性ノーワックス床シート、発泡層付床シート、防滑性床シート

・ 屋上防水材

教育施設、医療福祉施設、オフィス、店舗、工場、マンション、一般住宅等の防水材
汎用防水シート、高耐久防水シート、機能性防水シート（遮熱シート、難燃シート、発泡層付防水シート）

・ 壁装材

教育施設、店舗、オフィス、マンション、医療福祉施設、一般住宅等の壁紙
TVOC対策品、抗菌・抗ウイルス製品、表面強化・ストレッチ製品、消臭製品及び一般品

・ 車両用床材

鉄道車両、バスの床材

・ 機能性フィルム

保護用フィルム、電子材料関連加工用フィルム、包装材用フィルム、抗ウイルス性フィルム、印刷用化粧フィルム

・ 海外輸出床材

建築用床材

教育施設、医療福祉施設等の床材

輸送機器用床材

鉄道車両、バス、特殊車両、航空機、船舶の床材

・ 工事業

防水工事業及び内装仕上工事業

不動産賃貸事業

・ ショッピングセンター施設

(8) 主要な事業所

①当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都墨田区	横 浜 営 業 所	神奈川県横浜市
本 社 分 室	東京都墨田区	名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市中
大 阪 支 店	大阪府大阪市	大 阪 営 業 所	大阪府大阪市
札 幌 営 業 所	北海道札幌市	広 島 営 業 所	広島県広島市
仙 台 営 業 所	宮城県仙台市	福 岡 営 業 所	福岡県福岡市
北 関 東 営 業 所	埼玉県さいたま市	土 浦 事 業 所	茨城県土浦市
土 浦 営 業 所	茨城県土浦市	賃 貸 施 設	東京都葛飾区
東 京 営 業 所	東京都墨田区		

(注) 2025年4月21日付で本社及び東京営業所「東京都墨田区緑四丁目15番3号」並びに本社分室「東京都墨田区緑四丁目20番7号」は「東京都港区東新橋二丁目3番17号」へ移転しております。

②子会社

名 称	所 在 地
株式会社ロンテクノ	東京都豊島区
ロンシールインコーポレイテッド	米国カリフォルニア州
龍喜陸（上海）貿易有限公司	中国上海市

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従業員数	前期末比
423名	一名

②当社の従業員数

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
371名	1名減	42.6歳	17.3年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 上記従業員数には、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	百万円 100

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 9,000,000株
(2) 発行済株式総数 4,625,309株 (自己株式16,970株を含む)
(3) 株 主 数 4,401名
(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
東ソー株式会社	1,757	38.14
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	452	9.81
株式会社みずほ銀行	211	4.58
東京海上日動火災保険株式会社	91	1.97
ロンプ持株会	53	1.15
日本生命保険相互会社	53	1.15
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	46	1.00
J P モルガン証券株式会社	45	0.98
有限会社福田商事	42	0.91
D B S B A N K L T D . 7 0 0 1 5 2	32	0.70

(注) 持株比率は、自己株式(16,970株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
西 岡 秀 明	代表取締役社長 社長執行役員	
蓮 沼 修	取締役常務執行役員 (土浦事業所長)	株式会社ロンテクノ取締役 ロンシールインコーポレイテッド取締役
井 関 直 彦	取締役常務執行役員 (人事・総務部 経理部 監査室 C S R 推進室担 当)	
常 盤 昭 夫	取締役常務執行役員 (建築事業部 防水事業部 住宅事業部担当 大阪支 店長)	株式会社ロンテクノ取締役 ロンシールインコーポレイテッド取締役 龍喜陸（上海）貿易有限公司董事
石 澤 英 夫	取締役執行役員 (品質保証部 経営管理部 情報システム部 購買部 担当)	ロンシールインコーポレイテッド取締役
神 長 俊 樹	取締役	
前 田 篤	取締役（常勤監査等委員）	
渡 部 秀 樹	取締役（監査等委員）	
米 澤 啓	取締役（監査等委員）	東ソー株式会社常勤監査役

- (注) 1. 取締役のうち神長俊樹氏、渡部秀樹氏及び米澤啓氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、神長俊樹氏及び渡部秀樹氏は東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員であります。
2. 当社は定款において常勤の監査等委員を選定することができる旨を定めており、監査等委員会の活動の実効性を確保するためには常勤者による監査が必要と判断し、当該規定に基づき前田篤氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 米澤啓氏は、他社での経営者、監査役としての豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会の決議により決定しております。その概要は、固定報酬と業績連動報酬により構成されており、固定報酬は、役職位に応じた額とし、業績連動報酬は、会社の業績を客観的に示す前事業年度の連結経常利益を業績指標とし、貢献度等を総合的に勘案して個人別に決定しております。

また、個人別報酬等の額に対する、固定報酬、業績連動報酬の割合は、業績指標とする連結経常利益の額及び個人別の貢献度等により決定しております。

当事業年度を含む連結経常利益の推移は1. (5)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、代表取締役社長西岡秀明が社外取締役の助言及び監査等委員会との協議において決定方針との整合性を含めた多角的な検討によって報酬案を作成しております。この報酬案について取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

社外取締役は、監督機能を有効に機能させる観点等から、固定報酬のみとしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第73回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。また、この年額300百万円以内という金銭報酬のうち、監査等委員でない社外取締役の金銭報酬の額を年額30百万円以内とすることを、2022年6月29日開催の第79回定時株主総会において決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第73回定時株主総会において年額74百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長西岡秀明が社外取締役の助言及び監査等委員会との協議を経て監査等委員でない取締役の個人別の報酬額を決定しております。

なお、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長西岡秀明が最も適しているからであります。

監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員の協議に基づき決定しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
監査等委員 でない取締役 (うち社外取締役)	115 (6)	110 (6)	4 (一)	— (一)	6 (1)
監査等委員 である取締役 (うち社外取締役)	25 (12)	25 (12)	—	—	3 (2)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は、含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

当該事業年度における主な活動の状況

① 監査等委員でない社外取締役 神長俊樹氏

ア. 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度中に開催した13回の取締役会のうち、13回出席し、他社での経営者としての豊富な経験、知見を有する立場で必要な発言を適宜行っております。

イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

他社での経営者としての豊富な経験、知見を有する立場で、当社の中長期的な成長に向けた事業戦略に関する助言や組織体制に関する意見等、有益な助言を行うとともに、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督機能を果たしております。

ウ. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 監査等委員である社外取締役 渡部秀樹氏

ア. 取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

当事業年度中に開催した13回の取締役会のうち、13回出席し、議案審議につき、他社での経営者としての豊富な経験、知見を有する立場で必要な発言を適宜行っております。

同様に、当事業年度中に開催した10回の監査等委員会のうち、10回出席し、常勤監査等委員より日常監査などの報告を受け、意見交換し、必要に応じて調査を求め、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

他社での製造部門、技術部門等での豊富な経験、知見を有する立場で、当社の中長期視点に基づいた製造技術、品質管理等に関する有益な助言を行っております。また、監査等委員会においても、独立した客観的な立場から内部統制システム及び取締役の職務の執行状況等に関し経営陣に対する実効性の高い監査・監督機能を果たしております。

ウ. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

③ 監査等委員である社外取締役 米澤啓氏

ア. 取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

当事業年度中に開催した13回の取締役会のうち、13回出席し、議案審議につき、他社での経営者、監査役としての豊富な経験、知見及び財務・会計に関する相当程度の知見を有する立場で必要な発言を適宜行っております。

同様に、当事業年度中に開催した10回の監査等委員会のうち、10回出席し、常勤監査等委員より日常監査などの報告を受け、意見交換し、必要に応じて調査を求め、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

他社での経営管理部門での豊富な経験、財務・会計に関する相当程度の知見を有する立場で、中長期視点に基づいた事業の方向性に関する有益な助言を行っております。また、監査等委員会においても、会計及び経営全般に対する実効性の高い監査・監督機能を果たしております。

ウ. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

兼職先である東ソー株式会社は、当社の筆頭株主であり、一部の原材料の供給を受けております。同社との直接取引における依存度は軽微であり、その他金銭等の賃借関係、保証・被保証の関係はありません。

5. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社役員及び子会社の役員

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社役員及び子会社の役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社及び子会社が負担しております。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

30百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(6) 子会社の監査の状況

当社子会社ロンシールインコーポレイテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

7. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 役職員が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範を示した「ロンシールグループ 行動指針」を定め、取締役及び執行役員は率先垂範して同指針を遵守する。
 - イ. 取締役会への付議及び報告の基準となる「取締役会規則」及び「職務権限規程」を定め、取締役及び執行役員は同規則及び同規程に則り職務を執行する。
 - ウ. 取締役の職務の執行は、監査等委員会の監査を受ける。
- ② 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 情報の保存及び管理に関する「文書管理規程」を定め、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員の職務執行に係る情報が記載された文書を常時、取締役、執行役員から閲覧の要請があった場合に速やかに閲覧できるよう適切な場所に保管するとともに、定められた期間保存する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 「リスク管理基本規程」に則り、リスク管理体制を整備するとともに、役職員への周知徹底を行う。
 - イ. リスク管理の状況を定期的に取り締役に報告する。
- ④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 監査等委員会設置会社として、取締役会の監督機能強化に取組み、経営の監督・意思決定機能と業務執行を分離し、業務執行に関する意思決定を機動的に行っていくため、取締役会の決議により定めた一定の事項については、経営会議及び稟議手続きを経て決定する。
 - イ. 取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任し担当業務を定め、会社の業務を委任する。各執行役員は社内規程に基づき委譲された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針、業務執行に関する経営会議での決定事項及び社長の指示の下に業務を執行する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 役職員が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範を示した「ロンシールグループ 行動指針」を定め、同指針の遵守を徹底する。
 - イ. 「コンプライアンス規程」に則り、役職員一人一人が高い倫理観を持ち公正誠実にコンプライアンスを実践するよう継続的な教育を推進する。
 - ウ. コンプライアンス統括部門、コンプライアンス・ハラスメント通報窓口を設け、コンプライアンスに関する相談又は通報が出来る体制を整える。また、通報を行った者に対し、当該通報したことを理由に不利な取扱いを行わないことを確保する。
- ⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 当社は、「子会社管理規程」に則り、その適正な運用を図る。
 - イ. 子会社は、当社のリスク管理体制に準じた自律的な管理体制を構築・運用し、当社は適切な報告を求める。
 - ウ. 子会社は、職務権限及び意思決定のルールを明確化し、当社は適切な管理及び指導を行う。
 - エ. 当社は、当社グループの役職員が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範を示した「ロンシールグループ 行動指針」を子会社へ周知徹底する。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ア. 当社は、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置する。
 - イ. 監査等委員会事務局の主要な人事については監査等委員会と事前に協議する。
 - ウ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人について、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性、監査等委員会の指示の実効性を確保するための体制に関し監査等委員会から要請があれば協議の上、協力する。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役等及び使用人が当社の監査等委員会へ報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会に遅滞なく報告する。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- イ. 内部監査状況（内部統制システムの状況を含む）及びリスク管理に関する状況、並びに社内通報制度に関する通報状況については監査等委員会へ遅滞なく報告する。
- ウ. 前各項に関して、監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 社長は、監査等委員と定期的な会合を開催し、経営全般に亘る事項について意見交換を行う。
- イ. 監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人から適宜報告を受け、相互連携を図る。
- ウ. 監査等委員が職務の執行上必要と認める費用又は債務の処理について、会社に請求することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記（１）の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備及び運用状況を調査し取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、体制の整備又は運用の見直しを行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当事業年度の運用状況としましては、取締役及び使用人は法令及び社内規程に基づき業務を執行し、内部統制システムが適正に運用されている事を確認しております。また、社内研修においてコンプライアンス教育等を実施し、「ロンシールグループ 行動指針」の周知・徹底を行っております。

なお、リスクの管理状況は取締役会に報告し、状況を確認の上、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制強化を図っております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ロンシールグループ 行動指針」に反社会的勢力との関係遮断に関する行動指針を示し、社内教育・研修等を通じてその内容を周知徹底しております。また、人事・総務部を担当部署とし、事案の発生時には警察当局、顧問弁護士等と緊密に連絡を取り、速やかに対処できる体制を整備しております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、以下の経営方針を支持する者が、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えております。

【経営方針】

当社は、『ステークホルダーの信頼に応え続けること』を経営の基本としております。そのために、健全な経営システムの下、企業価値の向上を目指し、更なるコーポレートガバナンスの強化が重要であると認識しております。

コーポレートガバナンスの基本方針は次のとおりです。

- ① 経営のスピードアップと事業遂行力の向上
- ② 企業行動の透明性と健全性の確保
- ③ 適時かつ適切な情報開示及びアカウンタビリティ（説明責任）の充実

なお、上記の経営方針に照らして不適切な者が当社支配権の獲得を表明した場合には、当該表明者や第三者（独立社外者）とも協議の上、次の３項目の要件を充足する必要かつ妥当な措置を講じるものとします。

- ・当該措置が上記の経営方針に沿うものであること
- ・当該措置が株主の共同の利益を損なうものでないこと
- ・当該措置が役員の地位の維持を目的とするものでないこと

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、永続的かつ安定的な利益還元を行うことを基本としております。利益還元の目標としては、安定配当を基本として連結当期純利益の20%～40%を目安とし、内部留保及び事業環境等を総合的に勘案し決定します。

このような方針の下、第82期の期末配当につきましては、本社移転に伴う特別損失の計上により連結当期純利益は減少しましたが、安定的な利益還元を行うことを配当政策の基本としていることから、2025年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり剰余金の処分にに関する決議をいたしました。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき70円 総額 322,583,730円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月9日

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(25,903)	(負債の部)	(6,888)
流 動 資 産	18,051	流 動 負 債	5,286
現 金 ・ 預 金	7,555	支 払 手 形 ・ 買 掛 金	2,488
受 取 手 形	460	電 子 記 録 債 務	1,051
電 子 記 録 債 権	2,616	短 期 借 入 金	170
売 掛 金	3,154	リ ー ス 債 務	105
商 品 及 び 製 品	2,889	未 払 金	586
仕 掛 品	451	未 払 法 人 税 等	103
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	711	契 約 負 債	209
そ の 他 の 流 動 資 産	221	預 り 金	17
貸 倒 引 当 金	△8	賞 与 引 当 金	281
固 定 資 産	7,852	設 備 関 係 支 払 手 形	24
有 形 固 定 資 産	6,075	資 産 除 去 債 務	11
建 物 及 び 構 築 物	3,000	そ の 他 の 流 動 負 債	236
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	677	固 定 負 債	1,602
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	352	リ ー ス 債 務	195
土 地	1,754	預 り 保 証 金	1,338
リ ー ス 資 産	269	退 職 給 付 に 係 る 負 債	51
建 設 仮 勘 定	20	繰 延 税 金 負 債	17
無 形 固 定 資 産	165	(純資産の部)	(19,015)
投 資 そ の 他 の 資 産	1,610	株 主 資 本	17,976
投 資 有 価 証 券	1,329	資 本 金	5,007
繰 延 税 金 資 産	58	資 本 剰 余 金	4,121
そ の 他 の 投 資 そ の 他 の 資 産	239	利 益 剰 余 金	8,875
貸 倒 引 当 金	△16	自 己 株 式	△28
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,038
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	699
		為 替 換 算 調 整 勘 定	339
資 産 合 計	25,903	負 債 及 び 純 資 産 合 計	25,903

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
顧客との契約から生じる収益	21,073	
顧客との契約から生じる収益以外の収益	360	21,433
売上原価		13,932
売上総利益		7,500
販売費及び一般管理費		6,630
営業利益		870
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	47	
その他の営業外収益	67	116
営業外費用		
支払利息	12	
支払補償費	20	
盗難損失	4	
その他の営業外費用	0	36
経常利益		950
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	2	
減損損失	680	682
税金等調整前当期純利益		267
法人税、住民税及び事業税		277
法人税等調整額		△23
当期純利益		13
親会社株主に帰属する当期純利益		13

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,007	4,121	9,185	△27	18,286
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△322		△322
親会社株主に帰属する当期純利益			13		13
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△0	0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△309	△0	△309
当 期 末 残 高	5,007	4,121	8,875	△28	17,976

(単位：百万円)

項 目	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	652	208	861	19,147
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△322
親会社株主に帰属する当期純利益				13
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	46	130	177	177
当 期 変 動 額 合 計	46	130	177	△132
当 期 末 残 高	699	339	1,038	19,015

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社
- (2) 連結子会社の名称
株式会社ロンテフノ
ロンシールインコーポレイテッド
龍喜陸（上海）貿易有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のロンシールインコーポレイテッド及び龍喜陸（上海）貿易有限公司の決算日は、12月31日であり、当連結計算書類の作成にあたり同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ア. 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
- イ. 市場価格のない株式等 総平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

- ア. リース資産以外の有形固定資産 定額法

イ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法
によっております。

なお、米国における在外連結子会社については、米国会計基準ASU第2016-02「リース」を適用しております。米国会計基準ASU第2016-02「リース」により、原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しております。

②無形固定資産

定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

③長期前払費用

均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 売掛金、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員の賞与支給に備え、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法 従業員の退職給付に備えるため、当社は適格退職年金制度の廃止日(2003年6月30日)における自己都合要支給額から当該時点における年金資産を控除した金額に基づき、子会社は当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、合成樹脂の加工及び販売を行っております。当社及び国内連結子会社は約束した財の支配が顧客に移転した時点で当該財と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。顧客による支配の獲得時点は、出荷時と判断しております。

これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、一定期間の取引数量等に応じた売上引当金等を控除した金額で測定しております。また、有償支給取引において、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について契約負債を認識しております。

米国における在外連結子会社は、ASC第606号「顧客との契約から生じる収益」を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

当社の製品1,768百万円

当社における製品の評価においては、営業循環過程から外れた棚卸資産について、収益性の低下の事実を反映するために、滞留期間に応じて定期的に帳簿価額を切り下げする方法を採用しております。当該評価に当たっては、滞留期間に対応した帳簿価額の切下げ率を重要な仮定として使用しております。帳簿価額の切下げ率の決定に当たっては、過去の販売実績や処分実績、競合他社との価格競争や製品の需給環境等の外部環境を踏まえた将来の販売計画を考慮する必要があり、実際の販売状況が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、当社の製品の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

20,320百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失の内訳

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
東京都墨田区	旧本社資産	建物	15
		構築物	0
		土地	664

当社グループは事業形態の違いにより、合成樹脂加工品事業、不動産賃貸事業、遊休資産にグルーピングしております。また、本社等の全社的な資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当連結会計年度において、本社移転の意思決定を行ったことから、建物及び構築物、土地は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物15百万円、構築物0百万円、土地664百万円であります。

なお、その回収可能価額は正味売却価額により測定しており、時価は不動産鑑定評価額により算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

4,625,309株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月14日 取締役会	普通株式	322	70.00	2024年3月31日	2024年6月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	322	70.00	2025年3月31日	2025年6月9日

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金の調達については、銀行等金融機関からの借入により行っております。

受取手形、売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、販売取引先管理規程に沿って、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形・買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,314	1,314	—
(2) リース債務（流動負債、固定負債）	(300)	(276)	(23)
(3) 預り保証金	(1,338)	(1,285)	(52)

(*1)「現金・預金」は注記を省略しており、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形・買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」は、短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額14百万円）は、市場価格のない株式等であるため「(1) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	1,314	—	—	1,314

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務（流動負債、固定負債）	—	(276)	—	(276)
預り保証金	—	(1,285)	—	(1,285)
負債計	—	(1,561)	—	(1,561)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

1. 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

2. リース債務(流動負債、固定負債)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間などを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

3. 預り保証金

これらの時価は、返済予定期間及び返済予定額を見積もり、合理的と考えられる割引率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都葛飾区四つ木において、ショッピングセンター施設（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
812	3,540

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期末時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づいた鑑定評価であります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

4,126円24銭

1 株当たり当期純利益

2円84銭

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	連結計算書類 計上額
	合成樹脂 加工品事業	不動産賃貸 事業	計		
売上高					
日本	17,803	—	17,803	—	17,803
北米	2,214	—	2,214	—	2,214
欧州	267	—	267	—	267
アジア	703	—	703	—	703
その他	83	—	83	—	83
顧客との契約から 生じる収益	21,073	—	21,073	—	21,073
その他の収益	—	360	360	—	360
外部顧客への売上高	21,073	360	21,433	—	21,433
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	21,073	360	21,433	—	21,433

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	233
契約負債（期末残高）	209
返金負債（期首残高）	27
返金負債（期末残高）	25

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(23,469)	(負債の部)	(6,142)
流動資産	15,653	流動負債	4,714
現金・預金	5,832	支払手形	201
受取手形	373	電子記録債権	1,051
電子記録債権	2,599	買掛金	2,149
売掛金	3,001	短期借入金	170
未収入金	333	リース債務	21
前払費用	32	未払金	494
商品及び製品	2,466	未払法人税等	54
仕掛品	294	契約負債	32
原材料及び貯蔵品	711	未払費用	121
その他の流動資産	7	預り金	17
固定資産	7,816	賞与引当金	266
有形固定資産	6,015	資産除去債務	11
建物	2,740	設備関係支払手形	24
構築物	249	その他の流動負債	97
機械及び装置	673	固定負債	1,428
車両運搬具	4	リース債務	174
工具・器具・備品	333	預り保証金	1,133
土地	1,831	退職給付引当金	22
リース資産	161	繰延税金負債	98
建設仮勘定	20		
無形固定資産	163	(純資産の部)	(17,327)
施設利用権	19	株主資本	16,655
ソフトウェア	142	資本金	5,007
ソフトウェア仮勘定	2	資本剰余金	4,120
投資その他の資産	1,636	資本準備金	4,120
投資有価証券	1,258	利益剰余金	7,555
関係会社株式	181	利益準備金	311
差入保証金	132	その他利益剰余金	7,243
長期前払費用	58	繰越利益剰余金	7,243
その他の投資その他の資産	21	自己株式	△28
貸倒引当金	△15	評価・換算差額等	671
		その他有価証券評価差額金	671
資産合計	23,469	負債及び純資産合計	23,469

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		18,595
売上原価		12,902
売上総利益		5,692
販売費及び一般管理費		5,380
営業利益		312
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	431	
その他の営業外収益	65	498
営業外費用		
支払利息	11	
支払補償費	20	
盗難損失	4	35
経常利益		774
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	2	
減損損失	680	682
税引前当期純利益		92
法人税、住民税及び事業税		101
法人税等調整額		△15
当期純利益		6

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	5,007	4,120	311	7,559	7,871
当 期 変 動 額					
剰余金の配当				△322	△322
当期純利益				6	6
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）				△0	△0
当期変動額合計	—	—	—	△316	△316
当 期 末 残 高	5,007	4,120	311	7,243	7,555

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△27	16,972	628	17,600
当 期 変 動 額				
剰余金の配当		△322		△322
当期純利益		6		6
自己株式の取得	△0	△0		△0
自己株式の処分	0	0		0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）			43	43
当期変動額合計	△0	△316	43	△273
当 期 末 残 高	△28	16,655	671	17,327

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 総平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産 定額法

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

(3) 長期前払費用

均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備え、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、適格退職年金制度の廃止日（2003年6月30日）における自己都合要支給額から当該時点における年金資産を控除した金額に基づいて計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、合成樹脂の加工及び販売を行っております。当社は約束した財の支配が顧客に移転した時点で当該財と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。顧客による支配の獲得時点は、出荷時と判断しております。

これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、一定期間の取引数量等に応じた売上引当金等を控除した金額で測定しております。また、有償支給取引において、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について契約負債を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

当社の製品1,768百万円

会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報は、連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」の内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 19,881百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| (1) 短期金銭債権 | 684百万円 |
| (2) 短期金銭債務 | 133百万円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売 上 高	3,408百万円
仕 入 高	330百万円
営業取引以外の取引高	385百万円

減損損失の内訳

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
東京都墨田区	旧本社資産	建物	15
		構築物	0
		土地	664

当社は事業形態の違いにより、合成樹脂加工品事業、不動産賃貸事業、遊休資産にグルーピングしております。また、本社等の全社的な資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当事業年度において、本社移転の意思決定を行ったことから、建物及び構築物、土地は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物15百万円、構築物0百万円、土地664百万円であります。

なお、その回収可能価額は正味売却価額により測定しており、時価は不動産鑑定評価額により算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式	16,970株
---------	---------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	8百万円
賞与引当金	97百万円
未払事業税	12百万円
減損損失	214百万円
その他	100百万円
繰延税金資産小計	433百万円
評価性引当額	△221百万円
繰延税金資産合計	211百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△309百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△310百万円
繰延税金負債の純額	△98百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、翌々事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。この税率変更による影響は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	東ソー(株)	東京都中央区	55,173	ソーダ・石油化学製品等の製造販売	(被所有)直接38.4	原材料の仕入 役員の兼任	原材料の仕入	254	買掛金	124

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まませんが、期末残高には消費税等を含みます。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引を参考にして取引条件を決定しています。

2. 関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱ロソテック	東京都豊島区	20	建材商品の仕入・販売及び工事	100.0	建材製品の販売 役員の兼任	建材製品の販売 受取配当金	2,264 160	売掛金	190
子会社	ロンシールインコーポレイテッド	米国カリフォルニア州	80 (380千米ドル)	建材商品の仕入及び販売	100.0	建材製品の販売 役員の兼任	建材製品の販売 受取配当金	1,120 225	売掛金 未収入金	246 225

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まませんが、期末残高には消費税等を含みます。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引を参考にして取引条件を決定しています。

受取配当金については、子会社の当期純利益に基づき協議の上決定しています。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社の子会社	東ソー物流(株)	山口県周南市	1,200	荷役業務の受託・配送業務	—	荷役業務の受託・配送業務	請負業務等 賃料の受取等	1,335 13	未払金	221
その他の関係会社の子会社	大洋塩ビ(株)	東京都中央区	6,000	塩化ビニル樹脂の製造販売	—	原材料の仕入	原材料の仕入	1,184	買掛金	557

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まませんが、期末残高には消費税等を含みます。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引を参考にして取引条件を決定しています。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

3,759円97銭

1 株当たり当期純利益

1円31銭

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」と同一であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

ロンシール工業株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 ゆりか

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 寄 祥 平

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ロンシール工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ロンシール工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

ロンシール工業株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 木村 ゆりか

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 寄 祥 平

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ロンシール工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組は、相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

ロンシール工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 前 田 篤 ㊟

監 査 等 委 員 渡 部 秀 樹 ㊟

監 査 等 委 員 米 澤 啓 ㊟

(注) 監査等委員渡部秀樹及び米澤啓は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

ホームページアドレス
<https://www.lonseal.co.jp/>